

市民参加条例の検討項目について

検討項目(内容)		検討委員会での意見や考え方および委員会提言のイメージ	他市事例
基本的な事項	前文 条例の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・「市民参加」という名称を冠するならば、手続きだけではなく、市民参加に関する考え方も盛り込みたい。 ・草津市が何か決めるときの市民参加を考えがちだが、市内のいろいろな活動に参加を促していくような面も考えていく必要があるかもしれない。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○市民参加のあり方、位置づけについて記載する。</p> <p>【文案】(小見出しは解説用)</p> <p>(草津のまちに関わる主体者であることの宣言) 私たちは、草津市が住みよいまちになるため、地域コミュニティをはじめとした様々なまちづくりの活動や市政への参加を通じて、草津のまちに関わる主体者として行動していくことが大切であると考えます。</p> <p>(市政への参加の宣言) とりわけ、私たちは、市政に参加する権利を有し、積極的に市政に参加することを通じて、市民の持つ経験や知識を市政に反映させることが大切であると考えます。</p> <p>(市民参加条例の制定の宣言) このことから、草津市自治体基本条例のもと、市政への市民参加に係る手続きについて明らかにするために、「草津市市民参加条例」を制定します。</p> </div>	
	目的 条例の目的	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○前文を踏まえつつ、草津市自治体基本条例が規定する、当条例の役割について記載する。</p> <p>【文案】(小見出しは解説用)</p> <p>(市民参加条例の目的を述べる) 私たちは、市政への市民参加に係る手続きなど基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、住みよいまちをつくることを目的とします。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加に関する基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、自治の進展に資することを目的とする。

検討項目（内容）		検討委員会での意見や考え方および委員会提言のイメージ	他市事例
基本的な事項	定義	用語の定義	
	市民の役割	市民参加における市民の基本的な役割	
	市の役割	市民参加における市の基本的な役割	

・「市民参加」とは
 ・「市民」をどう捉えるか。（住民、通学者、通勤者、法人・・・）

○ 「市民参加」の定義についてどうするか。
 （前文で一定の定義を含めることで、改めての定義は割愛するのも案）

○ 「市民」の定義については、草津市にかかわる人を、可能な限り包摂する表現とする。

（市民参加） 執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映の過程に市民が主体的に参加することをいう。

（市民） 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むものをいう。

・行動に移す人、考えは持っている人、無関心な人など、いろいろな市民がいる。
 ・市民も勉強すべき。タウンミーティングでも参加者が少ない。
 ・市民にとっては、負担が増えると出来ないこともある。負担と効果、何をどこまで実現するのか、実態も踏まえるべきである。

○ 前文に「広義の市民参加」を示し、また、「市民」の定義において含む範囲の最大化に努めることから、「市民の役割」についても「最大の自由度」を基本に定義を記載する。

【文案】
 市民は、地域社会の一員として、お互いの立場を尊重しつつ、市政への参加に努めるものとします。

・自らの発言と行動に責任を持って市民参加を行う。
 ・市民相互の自由な発言を尊重する。

・市民だけでなく職員の成長も必要。
 ・市民の意見を市政に活かすところまで至っていないのでは。

○ 適切で円滑な市民参加が可能となるよう、以下の項目について、市の責務として記載する。

① 市民に対して、適宜・適切かつ公平に情報を提供する。
 ② 市民に対して、必要な参加の機会を適宜・適切かつ公平に確保する。
 ③ 市民参加の手続きを経た市民からの意見等を十分考慮し、その反映に努める。

・市民に積極的に情報を提供し、市民参加の推進に努めなければならない。
 ・市民が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない。
 ・市民参加の手続きにより述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努めなければならない。
 ・市民参加の手続きにより述べられた意見等に対する検討の結果について、わかりやすく説明しなければならない。
 ・市民が年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民参加の機会を得ることができるよう努めなければならない。

検討項目（内容）		検討委員会での意見や考え方および委員会提言のイメージ	他市事例
市民参加の 対象	市民参加の対象となる事項の基準	<ul style="list-style-type: none"> 参加したくなる書き方や、わかりやすくする工夫が必要。 「計画」だけではすべての計画が対象になり、理想的には良いが、現実的には、時間や費用がかかるので義務付けるのは難しい。 仕組みの骨格を作る時に市民が参加し、運営の柱を作るところにも参加しなければならないという表現が必要では。 何を対象とするのか、大きなものから小さいものまでいろいろある。 大きな金額（公共施設設置）というようなものという話もあったが金額にはこだわらないほうがいい。 参加の対象は4項目（他市事例）では必ずしもカバーしきれないので、対象とは違う部分で入れる努力が必要である。 4項目だけではカバーできないものとして、「計画」や「制度」「条例」の形が見えてきた段階での参加以外の参加を重要な側面と捉え、条例の中で積極的に進めていくことを盛り込むこととし、条例の趣旨や目的、市の意思表明を述べる前文で反映させることも考えなければならない。 軽易なものは市民参加を省略するという判断は条例に基づいて行うが、市は軽易なものと判断して市民参加の手続きを取らずに決めたという事実を情報公開することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 広く市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る計画等の策定又は変更 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 <p>（次の各号のいずれかに該当する場合は、対象事項としないことができる。）</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽易なもの 緊急に行わなければならないもの 法令の規定により実施の基準が定められているもの 市の内部の事務処理等に関するもの
	市民参加の手続き	<div style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「市民生活に影響を与える条例や計画などの制定時」について、広く市民参加の対象と捉える。 <ul style="list-style-type: none"> 総合計画など市の基本的な事項を定める計画等の策定や変更 市の基本的な方針を定める条例や市民に義務を課したり権利を制限することを規定する条例の制定や改廃 広く市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る計画等の策定や変更 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入や改廃 ○ 上記のうち、行政判断により「対象事項としないことができるもの」について明記するとともに、対象事項としない場合には、その理由を説明することを記載する。 <ul style="list-style-type: none"> 軽易なもの 緊急に行わなければならないもの 法令の規定により実施の基準が定められているもの 市の内部の事務処理等に関するもの ○ 条例や計画などの策定時以外においても、行政は市民参加の対象とするものの努力を惜しまず、かつ、積極的に進めなくてはならないことを記載する。 </div>	

検討項目（内容）		検討委員会での意見や考え方および委員会提言のイメージ	他市事例																																						
市民参加の手続き	市民参加の手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体の手法として何を定めるか。 ・ 重要な手法としては、第5回委員会資料の資料2にあげられているものくらいだろう。 ・ 積極的に市民参加がとれる限り、市民参加の手続きを導入するという努力規定を設けてもよいのではないか。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「市民ニーズの把握」「合意の形成」「計画・成果のパブリック・チェック」「情報の共有・相互理解・交流」に大別できる市民参加の各目的に対して、適切なコストで最大の効果を得ることができる手法によるべきことを記載する。 ○ 具体的な手法 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等 ・ 市民アンケート ・ 市民説明会（タウンミーティング、公聴会） ・ パブリックコメント </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会等の設置 ・ 意向調査（市民アンケート）の実施 ・ 意見交換会等（意見交換会、公聴会、タウンミーティングなど）の開催 ・ 意見公募手続（パブリックコメント）の実施 <p><市民参加の目的と、それぞれの市民参加手法の例（解説用）></p> <table border="1"> <tr> <td>市民ニーズの把握</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の派遣など ・ 市長への手紙など ・ アンケート調査、ヒアリング調査、市政モニター制度など ・ 政策提案制度など ・ 自治会、まちづくり協議会、タウン・ミーティング、懇談会など ※ ワークショップ手法の活用 </td> </tr> <tr> <td>合意の形成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の派遣など ・ 自治会、まちづくり協議会、市民説明会など ・ 審議会、委員会、協議会、懇話会など ※ ワークショップ手法の活用 </td> </tr> <tr> <td>計画・成果のパブリック・チェック</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市民説明会、パブリックコメントの募集など ・ 評価の公表、事業仕分けなど ・ 市長への手紙など </td> </tr> <tr> <td>情報の共有・相互理解・交流</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の派遣など ・ 市民説明会、交流イベントなど ・ 実行委員会、運営協議会など </td> </tr> </table>	市民ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の派遣など ・ 市長への手紙など ・ アンケート調査、ヒアリング調査、市政モニター制度など ・ 政策提案制度など ・ 自治会、まちづくり協議会、タウン・ミーティング、懇談会など ※ ワークショップ手法の活用	合意の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の派遣など ・ 自治会、まちづくり協議会、市民説明会など ・ 審議会、委員会、協議会、懇話会など ※ ワークショップ手法の活用	計画・成果のパブリック・チェック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民説明会、パブリックコメントの募集など ・ 評価の公表、事業仕分けなど ・ 市長への手紙など 	情報の共有・相互理解・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の派遣など ・ 市民説明会、交流イベントなど ・ 実行委員会、運営協議会など 																														
	市民ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の派遣など ・ 市長への手紙など ・ アンケート調査、ヒアリング調査、市政モニター制度など ・ 政策提案制度など ・ 自治会、まちづくり協議会、タウン・ミーティング、懇談会など ※ ワークショップ手法の活用																																							
合意の形成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の派遣など ・ 自治会、まちづくり協議会、市民説明会など ・ 審議会、委員会、協議会、懇話会など ※ ワークショップ手法の活用																																								
計画・成果のパブリック・チェック	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民説明会、パブリックコメントの募集など ・ 評価の公表、事業仕分けなど ・ 市長への手紙など 																																								
情報の共有・相互理解・交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市職員の派遣など ・ 市民説明会、交流イベントなど ・ 実行委員会、運営協議会など 																																								
市民参加の実施（マッチングルール）	対象となる事項に対し、市民参加を実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参加しない自由もあるが、限られた参加者だけで物事が決められ、市民も納得したということになると後から不満が出たりするので、マッチングを考える時に配慮しなければならない。 ・ 条例の中でどのような時にどの手法を使うかを具体的に書くと、逆に柔軟な市民参加ができなくなるので本文でなく詳細な解説書に反映させた方がよいのでは。 ・ 課題を抽出する段階でも、評価する段階でも市民参加の手法を積極的に取り入れることを表明して、「計画」や条例案を作る時だけ市民参加するような形にならないようにした方がよいのでは。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ○ 課題発見から評価までの政策過程の各段階において、「市民参加の目的」を勘案した適切な手法による市民参加を実施すべきことを記載する。 ○ 表の◎に示している、「課題発見」段階における「市民ニーズの把握」、「立案」の段階における「合意の形成」「計画・成果のパブリック・チェック」、「実施」の段階の「情報の共有・相互理解・交流」の各目的での市民参加については、市民参加を必ず求める旨を記載する。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な時期に、適切と認める1以上の手法により行わなければならない。 ・ 特に市民への影響が大きいと認めるものを実施しようとするときは、意見交換会の開催を含む2以上の方法により、市民参加の手続きをそれぞれ適切な時期に行わなければならない。 <p><市民参加の目的別・政策過程段階別にみる、市民参加手法の要請（解説用）></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th> <th rowspan="3"></th> <th colspan="4">政策過程段階</th> <th rowspan="3">評価</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">課題発見</th> <th rowspan="2">立案</th> <th colspan="2">実行</th> </tr> <tr> <th>実施</th> <th>進捗管理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市民参加の目的</td> <td>市民ニーズの把握</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>△</td> <td>△</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>合意の形成</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>計画・成果のパブリック・チェック</td> <td>-</td> <td>◎</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>情報の共有・相互理解・交流</td> <td>△</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 参加手法の実施にかかるコストについて、予算査定段階で適切に考慮する仕組みを含める必要がある。 ・ （記号の意味） <ul style="list-style-type: none"> ◎は、市民参加が必ず求められるところ ○は、市民参加があれば、なおよいところ △は、市民参加が、なんらかのプラスの効果が見られる可能性があるところ - は、市民参加が不要と考えられるところ 			政策過程段階				評価	課題発見	立案	実行		実施	進捗管理	市民参加の目的	市民ニーズの把握	◎	○	△	△	○	合意の形成	○	◎	△	○	○	計画・成果のパブリック・チェック	-	◎	-	-	○	情報の共有・相互理解・交流	△	○	◎	○	○
		政策過程段階				評価																																			
		課題発見	立案				実行																																		
				実施	進捗管理																																				
市民参加の目的	市民ニーズの把握	◎	○	△	△	○																																			
	合意の形成	○	◎	△	○	○																																			
	計画・成果のパブリック・チェック	-	◎	-	-	○																																			
	情報の共有・相互理解・交流	△	○	◎	○	○																																			

検討項目（内容）		検討委員会での意見や考え方および委員会提言のイメージ	他市事例
市民参加の推進	市民参加の推進	市民参加を推進するための仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、〇〇市市民参加推進・評価会議を置く。
	市民参加の実施状況の公表	市民参加の実施状況の公表	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 推進に係る会議の設置について規定する。 	
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 市民参加の実施状況の公表の仕方について記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長は、毎年度1回、市民参加の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。